



三級	五種		は四万円)
	六種		四万円
			三万五千元

別表第二ホ研究職給料表の表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当の額
五級	三種	八万円

別表第二ト医療職給料表(二)の表を次のように改める。

職務の級	区分	管理職手当の額
五級	三種	七万円(地方機関の次長等の職を占める職員にあつては六万五千元)
四級	四種	五万円(地方機関の次長等の職を占める職員にあつては四万円)

別表第二チ医療職給料表(三)の表中

「六級」を「四級」に改める。

別表第二備考2の表四種の部中

自治総合研修センタ	研修企画監	を
-----------	-------	---

自治総合研修センタ	研修企画監	に改める。
縮景園	副園長	

附則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一警察の部に係る改正規定は、平成二十八年四月十五日から施行する。